

不在者投票の期間・時間等

選挙の種類	投票用紙等の請求期間	不在者投票のできる期間	不在者投票のできる時間
福島県知事選挙	～10月24日(土)	10月9日(金) ～ 10月24日(土)	市役所(町村役場)の執務時間に限る

※ 全ての事務手続きを郵便により行いますので、時間に余裕をもって請求・投票等を行ってください。(下記の手続きを参照願います。)

※ 指定病院・老人ホームでの不在者投票については、施設長等に依頼してください。

※告示前であっても不在者投票用紙等の請求を行うことができます。ただし、投票用紙等の送付は、告示日(10月8日)以後となります。

◆ 不在者投票の手続き

① 投票用紙等を請求する



投票用紙等を郵便で飯舘村選管に請求する。

※ 同封の「不在者投票請求書・宣誓書」に必要事項を記入し、飯舘村選挙管理委員会へ郵送してください。1人につき1枚必要となります。

(メールやFAXでの請求はできません。)

※ 「不在者投票請求書・宣誓書」は、村のホームページからダウンロードできます。また、村選挙管理委員会へ連絡頂ければ郵送します。

※ 「不在者投票請求書・宣誓書」の記載例を参考に記入してください



② 投票用紙等を受け取る



避難先の自宅で投票用紙等を受け取る。

郵送された封筒(投票用紙、投票用封筒(外封筒、内封筒)、不在者投票証明書)を受け取って下さい。

【注意】不在者投票証明書の開封や投票用紙への事前記入は絶対にしないでください。投票ができなくなります。



③ 避難先(滞在地)の市区町村で投票する



避難先の不在者投票所で投票する。

受け取った封筒を持参して、滞在地(避難先)の市区町村選挙管理委員会で投票する。

※ 原則、投票できる時間は**執務時間内(概ね午前8時30分～午後5時ごろ)**となっていますが、村外の市役所(町村役場)の支所・出張所等では、不在者投票ができないこともあります。投票するにあたっては、避難先(滞在地)の市区町村へ事前にお問い合わせください。

【注意】不在者投票は郵便で送致されますので、できるだけ10月22日(木)までに不在者投票を行ってください。

飯舘村選挙管理委員会 (TEL : 0244-42-1611)